

## 平成28年度における三田市市政への市民参加条例の運用状況について

### 1 市民意見を聴く手続の実施状況

三田市市政への市民参加条例（以下「条例」という。）では、下表のとおり、市長や教育委員会などが条例第7条第1項各号に掲げる対象事項を検討等する際には、第8条各号の市民意見を聴く手続を適切な時期に2つ以上（条例など議会の議決事項に該当する場合は1つ以上）実施する必要があると規定しています。

⇒平成28年度の運用状況は【別紙1】のとおり

対象事項（7条）	市民意見を聴く手続（8条）
(1) 市の憲章、宣言等 (2) 市の総合計画その他市政における基本的な事項を定める計画等 (3) 市政における基本的な事項を定める条例 (4) 義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例 (5) 上記に掲げるもののほか、市民の生活に重大な影響を及ぼすおそれがあると市長等が認める制度、事業等	ア 附属機関（公募・名簿委員の割合が3割以上） イ パブリックコメント（30日以上） ウ 意向調査 エ ワークショップ オ 公聴会 カ 意見交換会 キ その他の手続
<上記の例外> ・市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの ・市長等の裁量の余地がないもの ・市長等の機関内部の事務処理に関するもの ・関係法令の改正に伴う規定の整備その他軽易なもの ・緊急に行わなければならないもの	

### 2 市政参加市民名簿の登録状況と活用実績

条例第22条で、市長は、市民意見を聴く手続（上表右欄ア～キ参照）への参加を依頼することができる市民名簿（無作為抽出）を調製できる旨規定しています。

市では、毎年実施している三田市市民意識調査の調査対象者（18歳以上無作為抽出、3,000人）に対して、本来の調査票及び返信用封筒のほかに、名簿登録の勧誘チラシ、申込書、返信用封筒（名簿登録用）を付けて送付しました（6月発送）。

<名簿登録状況>

	発送数	登録申し込み者数				名簿登載期間 (条例上2年以内)
		総数	男	女	備考	
H27年度	3,000	321	174	147	H27年9月時点	H29年7月末まで
H28年度	3,000	294	151	143	H28年8月時点	H30年7月末まで
計		615	325	290		

<名簿の活用状況> 【別紙2】のとおり。

### 3 附属機関における公募委員・名簿委員の状況 【別紙3】のとおり

### 4 まちづくり提案の提出状況 【別紙4】のとおり

### 5 その他

条例改正の予定は、現在のところありません。

【別紙1】平成28年度中に策定等の作業を行った市政における基本的な計画・条例等

名称	第4次三田市総合計画	三田市公共施設等 総合管理計画	第5次三田市 男女共同参画計画	第2期三田市スポーツ 推進基本計画	第3次三田市環境基本計画
種別	基本的な計画等	基本的な計画等	基本的な計画等	基本的な計画等	基本的な計画等
区分	改正	新規	改正	改正	改正
作業期間	H28年度	H27～28年度	H28～29年度	H28～29年度	H28～29年度
確定時期	H29年3月議決	H29年3月策定	(H29年度末まで)	(H29年度末まで)	(H29年度末まで)
計画期間等	H29～33年度	H29～58年度	H30～34年度	H30～34年度	H30～34年度
市民意見を聴く手続	附属機関	◆三田市総合計画審議会 【委員数15人、うち市民5人(33%)】 ・H28年度に3回開催 ・H28.10.18答申	◆三田市男女共同参画推進委員会 【委員数10人、うち市民3人(30%)】 ・H28年度に1回開催		◆三田市環境審議会 【委員数16人、うち市民5人(31%)】 ・H28年度に6回開催
	パブコメ	◆パブリックコメント ・期間:H28.11.15～12.14 ・意見:11件(2人)	◆パブリックコメント ・期間:H29.1.4～2.2 ・意見:16件(2人)	◆パブリックコメント H29年度中に予定	◆パブリックコメント H29年度中に実施
	その他	◆三田市市民意識調査(まちづくりなど市政全般、総合計画の取り組みについて) ・対象:18歳以上の市民3,000人 ・期間:H28.6.16～6.30 ・回収数:1,453人(回収率48.5%)	◆三田市公共施設のあり方に関する市民アンケート ・対象:18歳以上の市民3,000人 ・期間:H28.7.26～8.10 ・回収数:1,084人(回収率36.1%)	◆三田市男女共同参画市民意識調査 ・対象:18歳以上の市民2,000人 ・期間:H29.1.25～2.15 ・回収数:835人(回収率41.7%)	◆三田市スポーツ推進にかかる市民アンケート ・対象:18歳以上の市民2,000人 ・期間:H29.4.1～4.18
その他				◆三田市スポーツ推進審議会(附属機関であるが市民委員30%未満(9%))	
所管課	政策課	財政課	まちづくり協働センター	文化スポーツ課	環境衛生課

名称	第5次三田市障害者福祉基本計画・第5期障害者福祉計画	第7期三田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	三田市市街地周辺景観計画及び山並み田園景観計画	三田市空家等対策計画	第4次三田市農業基本計画
種別	基本的な計画等	基本的な計画等	基本的な計画等	基本的な計画等	基本的な計画等
区分	改正	改正	新規	新規	改正
作業期間	H28～29年度	H28～29年度	H28～29年度	H28～29年度	H27～28年度
確定時期	(H29年度末まで)	(H29年度末まで)	(H29年度末まで)	(H29年度末まで)	H28年3月策定
計画期間等	H30～35年度	H30～32年度	—	未定	H29～33年度
市民意見を聴く手続	附属機関				
	パブコメ	◆パブリックコメント H29年度中に実施	◆パブリックコメント H29年度中に実施	◆パブリックコメント H29年度中に実施	◆パブリックコメント ・期間:H28.11.15～12.14 ・意見:4件(1人)
	その他	◆障害者福祉基本計画、障害福祉計画に係るアンケート調査 ・対象:手帳所持者、自立支援医療(精神通院)受給者、児童通所支援受給者など3,049人 ・期間:H28.12.1～12.23 ・回収数1,618人(回収率53.1%)	◆介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 ・対象:65歳以上の市民3,300人(要介護1～5の認定を受けている人を除く) ・期間:H29.2.1～2.22 ・回収数2,501人(回収率75.8%)	◆三田市の景観に関するアンケート調査 ・対象:計画対象区域に居住する世帯主4,700人 ・期間:H29.1.12～2.9 ・回収数:1,893人(回収率40.3%)	◆空家所有者意向アンケート ・対象:空家の所有者638人 ・期間:H28.12.20～H29.1.16 ・回収数:307人(回収率48.1%)
その他	◆三田市健康福祉審議会(附属機関であるが市民委員0)	◆三田市健康福祉審議会(附属機関であるが市民委員0)	◆三田市景観審議会(附属機関であるが市民委員30%未満(15.4%))	◆三田市空家等対策協議会(附属機関であるが市民委員30%未満(20%))	◆第4次三田市農業基本計画策定懇話会 ・H28年度に4回開催
所管課	障害福祉課	介護保険課	都市計画課	まちの再生課	農業創造課

名称	第2期三田市 教育振興基本計画	三田市下水道ビジョン	三田市民病院改革プラン	三田市市政への 市民参加条例	三田市みんなの 手話言語条例	
種別	基本的な計画等	基本的な計画等	基本的な計画等	基本的な条例	基本的な条例	
区分	改正	新規	新規	改正	制定	
作業期間	H27～28年度	H28～29年度	H28年度	H27～28年度	H28年度	
確定時期	H29年3月議決	(H29年度末まで)	H29年3月策定	H28年9月議決	H28年12月議決	
計画期間等	H29～33年度	H30～39年度	—	H28.9.15施行	H29.4.1施行	
市民意見を聴く手続	附属機関			◆三田市市政への市民参加委員会 【委員数5人、うち市民2人(40%)】 ・H28年度に1回開催 ・H28.5.23答申	◆三田市手話言語条例検討委員会 【委員数10人、うち市民3人(30%)】 ・H28年度に5回開催 ・H28.9.23答申	
	パブコメ	◆パブリックコメント ・期間:H28.11.15～12.14 ・意見:49件(19人)	◆パブリックコメント H29年度中に実施	◆パブリックコメント ・期間:H29.2.1～3.2 ・意見:108件(51名)	◆パブリックコメント ・期間:H28.6.1～6.30 ・意見:12件(6人)	◆パブリックコメント ・期間:H28.10.3～11.1 ・意見:42件(22人)
	その他	◆三田市の教育に関するアンケート調査 ・対象:市内在住の18歳以下の子どもを持つ世帯・保護者2,000人 ・期間:H27.11.4～11.19 ・回収数:1,091人(回収率54.6%)	◆三田市市民意識調査(三田市の下水道について) ・対象:18歳以上の市民3,000人 ・期間:H28.6.16～6.30 ・回収数:1,453人(回収率48.5%)	◆三田市市民意識調査(三田市民病院について) ・対象:18歳以上の市民3,000人 ・期間:H28.6.16～6.30 ・回収数:1,453人(回収率48.5%)		
その他		◆三田市下水道ビジョン策定懇話会 ・H28年度に3回開催	◆三田市民病院事業計画策定及び進行管理委員会 ・H28年度に3回開催			
所管課	教育総務課	下水道課	市民病院事務局経営企画課	政策課	障害福祉課	

名称	三田市障害者差別解消条例	
種別	基本的な条例	
区分	制定	
作業期間	H28～29年度	
確定時期	(H29年度末まで)	
計画期間等	—	
市民意見を聴く手続	附属機関	<p>◆三田市障害者差別解消条例検討委員会 【委員数15人、うち市民5人(33%)】 ・H28年度に1回開催</p>
	パブコメ	<p>◆パブリックコメント H29年度中に実施</p>
	その他	
その他		
所管課	障害福祉課	

【別紙2】 平成28年度 市政参加市民名簿活用実績

	事項	附属機 関等	その他	名簿抽出		任期等開始	募集 人数	決定 人数	備 考
				人数	抽出日				
1	三田市手話言語条例 検討委員会	○		309	H28.4.13	H28.6.29	2	2	
2	三田市協働のまちづく り推進委員会	○		202	H28.4.26	H28.7.15	2	2	
3	三田市農業基本計画 策定懇話会	○		13	H28.5.9	H28.6.1	2	2	
4	三田市総合計画審議 会	○		330	H28.5.17	H28.7.27	4	4	
5	さんだ暮らしの交通 ワークショップ～三田の 交通を考える～		○	248	H28.6.6	H28.8.27	12	0	応募なし
6	三田市環境審議会	○		60	H28.6.16	H28.8.7	5	5	
7	三田市市民生活部指 定候補者選定委員会	○		145	H28.7.12	H28.9.21	1	1	
8	三田市下水道ビジョン 策定懇話会	○		98	H28.9.29	H28.11.15	2	2	
9	三田市国民健康保険 運営協議会	○		327	H28.10.3	H29.1.1	2	2	
10	三田市空家等対策協 議会	○		223	H28.10.28	H29.3.1	2	2	
11	三田市障害者差別解 消条例検討委員会	○		88	H29.12.22	H29.3.23	3	3	
12	三田市地域公共交通 活性化協議会	○		389	H29.2.7	H29.3.22	3	3	

合計(延べ人数)

附属機関等		28	28
その他		12	0
計		40	28

【別紙3】 附属機関における公募委員・名簿委員の状況

	附属機関の名称	担当課	設置根拠		条例等の規定		市民意見を聴く手続きとして当該附属機関を採用		委員数						備考		
			法律	条例	定数	任期	該当年度		対象となる計画・条例等	総数 a	うち市民委員		うち女性				
							H28	H29			計 b	b/a	c	c/a			
							公募	名簿									
1	三田市総合計画審議会	政策課		三田市附属機関の設置に関する条例	40人以内	諮問に係る審議が終了するまで	○		三田市総合計画後期計画	15	1	4	5	33.3%	1	6.7%	
2	三田市事業評価審議委員会	政策課		三田市附属機関の設置に関する条例	5人以内	2年				発令なし							
3	三田市まちづくり基本条例検証委員会	政策課		三田市附属機関の設置に関する条例	8人以内	2年		○	三田市まちづくり基本条例	/	/	/	/	/	/	/	H29. 4. 1条例施行
4	三田市市政への市民参加推進委員会	政策課		三田市附属機関の設置に関する条例	5人以内	2年	○		三田市市政への市民参加基本条	5	1	1	2	40.0%	2	40.0%	
5	三田市行政評価委員会	政策課		三田市附属機関の設置に関する条例	6人以内	2年				6		1	1	16.7%	1	16.7%	
6	三田市地域公共交通活性化協議会	交通まちづくり課	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律他	-	25人以内	2年(要綱)				21		3	3	14.3%	2	9.5%	
7	三田市防災会議	危機管理課	災害対策基本法	三田市防災会議条例	30人以内	2年				26				0.0%	8	30.8%	
8	三田市水防協議会	危機管理課	水防法	三田市水防協議会条例	13人	2年				6				0.0%		0.0%	
9	三田市国民保護協議会	危機管理課	国民保護法	三田市国民保護協議会条例	35人以内	2年(法)				22				0.0%	1	4.5%	
10	三田市情報公開審査会	総務課		三田市附属機関の設置に関する条例	5人以内	2年				5				0.0%	1	20.0%	
11	三田市個人情報保護審査会	総務課		三田市附属機関の設置に関する条例	5人以内	2年				5				0.0%	1	20.0%	
12	三田市オンブズパーソン	総務課		三田市まちづくり基本条例、三田市オンブズパーソン条例	2人	3年				2				0.0%	1	50.0%	H29. 4. 1再任
13	三田市行政不服審査会	総務課	行政不服審査法	三田市附属機関の設置に関する条例	3人	3年				3				0.0%	1	33.3%	
14	三田市倫理審査会	総務課・人事課		三田市附属機関の設置に関する条例	3人以内	2年				3				0.0%		0.0%	
15	三田市特別職報酬等審議会	人事課		三田市附属機関の設置に関する条例	8人	諮問に係る審議が終了するまで				発令なし							
16	公務災害補償等認定委員会	人事課		三田市附属機関の設置に関する条例	5人	3年				3				0.0%	1	33.3%	
17	公務災害補償等審査会	人事課		三田市附属機関の設置に関する条例	3人	3年				3				0.0%		0.0%	
18	三田市行政改革推進会議	財政課		三田市附属機関の設置に関する条例	9人以内	諮問に係る審議が終了するまで				9	2	2	2	22.2%	1	11.1%	
19	三田市協働のまちづくり推進委員会	協働推進課		三田市附属機関の設置に関する条例	7人以内	2年				6	2	2	2	33.3%	3	50.0%	
20	三田市男女共同参画推進委員会	まちづくり協働セ		三田市附属機関の設置に関する条例	10人以内	2年	○		第5次三田市男女共同参画計画	10		3	3	30.0%	5	50.0%	

	附属機関の名称	担当課	設置根拠		条例等の規定		市民意見を聴く手続きとして当該附属機関を採用			委員数						備考	
			法律	条例	定数	任期	H28年度		H28年度								
							該当年度 H28	対象となる計 画・条例等	総数 a	うち市民委員		うち女性					
										公募	名簿	計 b	b/a	c	c/a		
21	三田市市民生活部指定候補者選定委員会	文化スポーツ課		三田市附属機関の設置に関する条例	5人以内	指定議決日の翌日				5		1	1	20.0%	2	40.0%	
22	三田市総合文化センターに係る指定候補者選定委員会	文化スポーツ課		三田市附属機関の設置に関する条例	5人以内	指定議決日の翌日				発令なし							
23	三田市総合文化センター運営評価委員会	文化スポーツ課		三田市附属機関の設置に関する条例	9人以内	2年				8		2	2	25.0%	1	12.5%	H28年度途中辞任 -1
24	三田市スポーツ推進審議会	文化スポーツ課	スポーツ基本法	三田市スポーツ推進審議会条例	20人以内	2年				11		1	1	9.1%	5	45.5%	
25	三田市生涯学習審議会	文化スポーツ課		三田市生涯学習審議会条例	15人以内	2年				10		2	2	20.0%	3	30.0%	H28年度途中辞任 -1
26	三田市文化財保護審議会	文化スポーツ課	文化財保護法	三田市文化財保護条例	10人以内	2年				5				0.0%		0.0%	
27	三田市立図書館運営評価委員会	文化スポーツ課		三田市附属機関の設置に関する条例	7人以内	2年				7		1	1	14.3%	1	14.3%	
28	三田市人権のまちづくり推進委員会	人権推進課		三田市附属機関の設置に関する条例	15人以内	2年				13	2		2	15.4%	4	30.8%	
29	三田市環境審議会	環境衛生課	環境基本法	三田市環境基本条例	18人以内	2年	○		第3次三田市環境基本計画	16		5	5	31.3%	3	18.8%	
30	三田市旅館業立地審査会	環境衛生課		三田市附属機関の設置に関する条例	7人以内	2年				5				0.0%	2	40.0%	
31	三田市居住環境等保全審査会	環境衛生課		三田市附属機関の設置に関する条例	5人以内	2年				5				0.0%	1	20.0%	
32	三田市健康福祉審議会	福祉総務課		三田市附属機関の設置に関する条例	50人以内	2年				26				0.0%	7	26.9%	
33	三田市老人ホーム入所判定委員会	福祉総務課		三田市附属機関の設置に関する条例	7人以内	2年				7				0.0%		0.0%	
34	三田市民生委員推薦会	地域福祉医療推進課	民生委員法	-	14人以内(規則)	3年(政令)				10				0.0%	1	10.0%	
35	三田市健康福祉部の公の施設に係る指定候補者選定委員会	障害福祉課		三田市附属機関の設置に関する条例	5人以内	指定議決日の翌日				発令なし							
36	三田市障害支援区分認定審査会	障害福祉課	障害者総合支援法	(三田市障害支援区分認定審査会の委員の定数等を定める条例)	20人以内	2年(政令)				20				0.0%	5	25.0%	
37	三田市手話言語条例検討委員会	障害福祉課		三田市附属機関の設置に関する条例	10人以内	諮問に係る審議が終了するまで	○		三田市みんなの手話言語条例	10	1	2	3	30.0%	5	50.0%	H28.12議会で条例上廃止
38	三田市手話施策推進協議会	障害福祉課		三田市みんなの手話言語条例	10人以内	2年				/	/	/	/	/	/	/	H29.4.1条例施行
39	三田市障害者差別解消条例検討委員会	障害福祉課		三田市附属機関の設置に関する条例	15人以内	諮問に係る審議が終了するまで	○		三田市障害者差別解消条例	15	2	3	5	33.3%	5	33.3%	
40	三田市地域包括支援センター運営協議会	介護保険課		三田市附属機関の設置に関する条例	12人以内	2年				12				0.0%	3	25.0%	
41	三田市地域密着型サービス運営委員会	介護保険課		三田市附属機関の設置に関する条例	12人以内	2年				12				0.0%	3	25.0%	

	附属機関の名称	担当課	設置根拠		条例等の規定		市民意見を聴く手続きとして 当該附属機関を採用			委員数						備考	
			法律	条例	定数	任期	該当年度		対象となる計 画・条例等	H28年度				うち女性			
							H28	H29		総数 a	うち市民委員 計 b		c	c/a			
							公募	名簿	b/a		c	c/a					
42	三田市地域密着型サービス事業者選考	介護保険課		三田市附属機関の設置に関する条例	7人以内	2年				5				0.0%	2	40.0%	H28.12改正条例公布日から三田市介護保険施設等
43	三田市介護認定審査会	介護保険課	介護保険法	三田市介護保険条例	30人以内	2年(政令)				19				0.0%	7	36.8%	
44	三田市予防接種等健康被害調査委員会	健康増進課		三田市附属機関の設置に関する条例	6人以内	1年				6				0.0%	2	33.3%	
45	三田市国民健康保険運営協議会	国保医療課	国民健康保険法	三田市国民健康保険条例	12人	2年(政令)				12	2	2	4	33.3%	4	33.3%	
46	三田市子ども審議会	こども政策課	子ども・子育て支援法	三田市子ども審議会条例	30人以内	2年				20	5	1	6	30.0%	12	60.0%	
47	三田市青少年問題協議会	健やか育成課	地方青少年問題協議会法	三田市青少年問題協議会条例	25人以内	2年				23				0.0%	5	21.7%	
48	三田市心身障害児保育指導委員会	こども支援課		三田市附属機関の設置に関する条例	12人以内	1年				5				0.0%	3	60.0%	H29.4.1から名称変更(心身障害児等保育指導委員
49	三田市景観審議会	都市計画課		三田市附属機関の設置に関する条例	20人以内	2年				17		2	2	11.8%	4	23.5%	人数は審査部会員含む(重複者除く)
50	三田市都市計画審議会	都市計画課	都市計画法	三田市都市計画審議会条例	20人以内	2年				17	2		2	11.8%	3	17.6%	
51	三田市営住宅入居者選考委員会	都市計画課		三田市附属機関の設置に関する条例	6人	1年				発令なし							
52	三田市公営住宅再生マスタープラン改定委員会	都市計画課		三田市附属機関の設置に関する条例	5人以内	諮問に係る審議が終了するまで				発令なし							
53	三田市住宅基本計画策定委員会	都市計画課		三田市附属機関の設置に関する条例	10人以内	諮問に係る審議が終了するまで				発令なし							
54	三田市空家等対策協議会	まちの再生課	空家等対策の推進に関する特別措置法	三田市空家等対策協議会条例	16人以内	2年				10		2	2	20.0%	3	30.0%	
55	三田市建築審査会	審査指導課	建築基準法	三田市建築審査会条例	7人	2年				7				0.0%	3	42.9%	
56	三田市地域振興部指定候補者選定委員会	公園みどり課		三田市附属機関の設置に関する条例	5人以内	指定議決日の翌日				発令なし							
57	三田市農業共済損害評価会	農業創造課	農業災害補償法	三田市農業共済条例	15人以内	3年				14				0.0%		0.0%	H28.6.23~+1
58	三田市消防賞慰金等審査委員会	消防本部総務課		三田市附属機関の設置に関する条例	5人	諮問に係る審議が終了するまで				発令なし							
59	三田市教育振興基本計画検討委員会	教育総務課		三田市附属機関の設置に関する条例	12人以内	諮問に係る審議が終了するまで	○	第2期三田市教育振興基本計画	12		4	4	33.3%	5	41.7%		
60	三田市立学校園のあり方審議会	教育総務課		三田市附属機関の設置に関する条例	13人以内	諮問に係る審議が終了するまで				/	/	/	/	/	/	/	H29.4.1条例施行
61	三田市生徒指導等問題対策委員会	学校教育課		三田市附属機関の設置に関する条例	7人以内	2年				7				0.0%	3	42.9%	

	附属機関の名称	担当課	設置根拠		条例等の規定		市民意見を聴く手続きとして当該附属機関を採用			委員数						備考	
										H28年度							
			法律	条例	定数	任期	該当年度		対象となる計画・条例等	総数 a	うち市民委員		うち女性				
							H28	H29			公募	名簿計 b	b/a	c	c/a		
62	三田市教育支援委員会	学校教育課		三田市附属機関の設置に関する条例	18人以内	2年				16				0.0%	6	37.5%	
63	三田市在住外国人教育推進委員会	学校教育課		三田市附属機関の設置に関する条例	9人以内	諮問に係る審議が終了するまで				発令なし							
64	三田市教科用図書選定委員会	学校教育課		三田市附属機関の設置に関する条例	8人以内	諮問に係る審議が終了するまで				発令なし							
65	三田市いじめ問題対策連絡協議会	学校教育課	いじめ防止対策推進法	三田市いじめ問題対策連絡協議会設置条例	20人以内	2年				発令なし							
66	三田市学校給食運営協議会	学校給食課		三田市附属機関の設置に関する条例	9人以内	1年				8				0.0%	3	37.5%	
<b>合 計</b>										<b>545</b>	18	42	60	11.0%	145	26.6%	

【別紙4】平成28年度まちづくり提案提出状況

	未利用用地活用事業
提案書の受理	H28. 6. 9
検討結果の通知	H28. 7. 12
再検討申出書の受理	
市政市民参加推進委員会答申	
再検討結果の通知	
署名数（代表者含む）	20人
提案内容(要約)	<p>市が保有する利用予定の決まっていない土地及び有効利用可能な土地を、地域のまちづくりや交流の場、災害時の一時避難場所等として活用することにより、市民主体のまちづくりが推進され、心ふれあう豊かな地域社会と安全安心のまちづくりの実現を目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用料金:無償</li> <li>・利用対象者:対象地周辺の地縁団体</li> <li>・主な用途:地域で利用する花壇・緑化、防災倉庫置場及び地域交流広場等(建築物は除く)</li> <li>・整備:市が当該土地を利用可能な状態にするために必要最小限度の整備を行う。</li> <li>・維持管理:利用者が自ら一定の負担を行う。</li> </ul>
市の検討結果(要約)	<p>提案は、利用可能な公益用地を周辺の地縁団体が利用するにあたり、市の支援(工事等)を要望する場合には、その後の維持管理について自らが一定の負担を行うというものであり、これを制度化することは市民と行政の協働の観点からも望ましいと考える。今回の提案をモデル事業として捉え、制度化を検討する。</p> <p>⇒市は、今回の提案をモデル事業として実施したが、新たに協働事業提案制度が創設されたこと等から、提案に対する具体の制度化は見送ることとした。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の支援 利便性向上のための必要最小限の整備 概要:活用地への進入路整備</li> <li>・利用者の負担 活用地の適正な管理 概要:活用地の除草(年2回、5年間)</li> </ul> </div>